

決算審査の主な内容

各常任委員会における決算審査の報告は、次のとおりです。

総務委員会

平成17年度長崎市一般会計歳入歳出決算(総務委員会所管部分)を不認定委員会では、経理の不不正処理が行われていたことが判明したことから、会計処理のチェック体制は正に向けた検討の必要性、不適正処理に対する監査事務局としてのシステムの改善と再発防止についての考え方など慎重に審査しました。

その結果、法令に違反した財務管理のあり方を見直し、信頼回復のできる措置をとってほしいこと、不正経理について十分な検証が得られない中で認定することは議会として責任放棄につながると思われること、信頼回復のため今後の調査の徹底と再発防止策を講じてほしいこと、会計処理について、全般的には適正に処理されているものの一部に不適正な処理がなされていることから問題の重要性を認識し、今後、再発防止策を行い、早急な対応策を委員会等に報告してほしいことなどを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、全会一致で本決算を不認定としました。

厚生委員会

平成17年度長崎市一般会計歳入歳出決算(厚生委員会所管部分)を不認定委員会では、総務費、民生費など審査を慎重に行い、反対意見は出されませんが、採決の結果、賛成多数で認定

すべきものと一たんは決定しました。しかしながら、その後、本市において業者預けや経理の不不正処理が行われていたことが判明したことから、委員会を開催し、その概要についての報告がなされた結果、本議案を再審査することと決定しました。

再審査では、今回の業者預けなどの不正経理問題に関して、関係する業者名を本市が公開しない理由などについて慎重に審査しました。

その結果、今回の内部調査の内容が文書で報告を求めるものに限られていることなどから、十分な説明がなされていないこと、不適正処理があったという事実がある以上は認定できないこと、不適正な会計処理が二度と起こることがないよう努めるべきであることなどの反対意見が出され、採決の結果、全会一致で本決算を不認定としました。

文教経済委員会

平成17年度長崎市一般会計歳入歳出決算(文教経済委員会所管部分)を不認定委員会では、商工費、教育費など審査を慎重に行い、反対意見は出されませんが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと一たんは決定しました。

しかしながら、その後、本市において、業者預けや経理の不不正処理が行われていたことが判明したことから、委員会を開催し、事実確認、質疑などを行った結果、本議案を再審査することと決定しました。

再審査においては、理事者から、謝罪と今後に向けた意思表明がなされましたが、この再審査の結果、業者預け

などの手法は、他の自治体であっている裏金づくりなどの不正の温床となる要素を含むものであり、一刻も早く断ち切るべき悪しき慣習であること、今後の会計処理のあり方を含めた抜本的な解決策が必要であること、制度の改正も含めた再発防止策を講じる必要があることなどを主な論拠とする反対意見が出され、採決の結果、全会一致で本決算を不認定としました。

建設水道委員会

平成17年度長崎市一般会計歳入歳出決算(建設水道委員会所管部分)を認定土木費において、長崎市北部地区における踏切の解消に向けた取り組みなどについて慎重に審査するとともに、所管する各部局において、業者預けや不適正処理が行われていないことを確認しました。

委員会では、平間・東地区土地区画整理事業については、減歩率について住民との合意が成立しておらず、賛成できないことなどの反対意見が出されました。

一方、決算関係資料の作成に当たっては、より理解しやすい資料の作成を検討してほしいことなどの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で本決算を認定しました。

なお、その後、本市において業者預けや経理の不不正処理が行われていたことが判明したことから、再度、委員会を開催し、事実確認と質疑などを行った結果、所管する各部局においては行われていないことが確認されたことから、再審査の必要は無いと判断しました。

議員提出議案

11月臨時会で、議員提出議案の決議1件を可決し、直ちに市長に提出しました。

不正経理問題の再調査と再発防止等を求める決議

本年11月、本市の経理処理において、「業者預け」や「不適正処理」などが判明し、本市に対する市民の厳しい批判が高まっている。このような公金を扱う職員意識の欠落による市政への信頼感の失墜を招くような事態についてはまことに遺憾である。市民の負託を得ている本市議会として、これまでの決算審議などにおいて解明できなかったことに対し、議会として責任を痛感している。

このような状況のもと、市長から二度とこのような事態が生じないような努力をするとの意思表明がなされているところではあるが、決算審議でも指摘したように、今回の調査は十分とはいえず、市民の疑念を払拭するまでには至っておらず、再調査が必要である。

よって、本市議会は、一日も早い市政の信頼回復に努めるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 あらゆる調査手法を検討し、徹底した再調査を実施すること。
- 2 今回の不祥事に対する責任の所在を明確にすること。
- 3 再発防止のため、財務に関する規則を初めとする例規及び財務会計システムの見直しを行うなど、経理処理の再構築を行うこと。
- 4 公金を扱う職員としての責任感、倫理観を早期に醸成すること。

平成18年11月24日

長崎市議会